

令和3年度 宮城県NPO等による心の復興支援事業のお知らせ

1 目 的

本事業は、被災者支援総合交付金を活用して、東日本大震災による本県の被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持ち安定的な日常生活を営むことができるよう、支援団体等による心の復興事業の実施に対し支援するものです。

なお、本事業は国が定めた「被災者支援総合交付金交付要綱」中の心の復興事業の取組支援に合致するものとします。

2 対象事業

(1) 本県の被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。

(例)

- ・災害公営住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫物で避難先の地域住民との交流会を実施（農業）
- ・震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもや県外からの観光客の船上漁業体験の機会を提供（水産業）
- ・まちづくりのイメージを作成するワークショップを実施（まちづくり）
- ・被災者による手作りグッズの製作等の実施（ものづくり）
- ・中高年男性による料理教室を開催し、複数の災害公営住宅でグルメ大会を実施（ものづくり）
- ・家族ロボット教室を実施し、ものづくりの楽しさを体感するとともに、世代を超えた交流の機会を創出（世代間交流）
- ・震災の記憶を風化させないために、被災地内外からの幅広い世代の参画を得て、被災地の現状等について理解を得るための交流の機会を創出（震災の記憶の風化防止）
- ・被災地の若者が中核となって、地域の将来を見据えた地域活性化イベントを企画、実施（地域活性化の取組）
- ・災害公営住宅自治会や町内会と連携し、参加者も演奏・歌唱をおこなう体験型交流コンサートの実施（文化芸術）
- ・外部講師を招き、被災地域の子どもたちと一緒にオリジナルミュージカルを制作。稽古を積み、地域交流イベント等において披露（文化芸術）

(2) 継続して実施される事業であること。

なお、「継続して実施」とは、単発のイベント実施等ではなく、補助対象期間内に継続的に参加できる事業や、複数年にわたり事業計画を立てている事業を実施することを指します。

(3) 主たる活動地域の所在する市区町村の担当課等との連絡調整を事前に行っている事業であること。

3 対象者

- ① NPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）協同組合等の民間非営利組織
- ② ①に掲げる団体等及び地方公共団体を構成員に含む協議体

4 補助率

10分の9以内とします。（例：当補助事業の対象となる経費が200万円の場合180万円まで補助可能です）

5 補助額

1事業当たり180万円を上限とします。

※効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の上限額に知事が認めた額を加算します。

ただし、加算の上限は135万円とします。

裏面に続きます→

6 対象経費

報酬費，賃金，共済費，報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料，賃借料
(備品の購入費は原則対象外となります。)

7 募集期間

令和3年8月23日(月)から令和3年9月24日(金)午後5時まで【必着】

8 申請方法

ホームページ上から申請書類等(募集開始日から掲載予定)をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付書類と併せて宮城県環境生活部共同参画社会推進課まで持参するか、期限まで到着するよう送付してください。(郵送の場合は必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」としてください。)

ホームページURL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kokoronofukkoujigyoku.html>

併せて、申請書のデータ(Wordファイル、Excelファイル)を電子メールで提出してください。データの提出のみでは受理としませんのでご注意ください。

審査を円滑に行うために、応募前に事業内容等について、下記問い合わせ先まで事前に相談をするようお願いいたします。

9 問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部 共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班
電話：022-211-2576

補助金交付までの流れ(以下、現時点の想定であり、変更する可能性があります。)

| 項目 | 日程 |
|---------------|---------------------|
| 募集要項等の公表・配布 | 令和3年8月23日(月) |
| 応募書類受付期限 | 令和3年9月24日(金)午後5時まで |
| 書類選考(形式審査) | 令和3年9月下旬から10月上旬頃 |
| 選考委員会 | 令和3年10月上旬頃 |
| 補助金交付申請 | 令和3年10月上旬頃 |
| 交付決定 | 令和3年10月上旬頃から中旬頃(予定) |
| 実績報告(事業者→県) | 令和4年4月20日(水)まで |
| 補助金の交付(県→事業者) | 令和4年5月下旬 |

※ 事業開始後、事業期間の前半は3割まで、後半(事業計画の終期の1ヶ月前まで)は7割までの概算払が可能です。

審査のポイント

- 必要性 ・被災地の復興・被災者支援にとって必要性(ニーズ)が高い取組か。
- 有効性 ・心の復興(人と人とのつながり・生きがづくり)の効果(取組内容及び参加人数)が期待できる取組か。
・地域との連携が取れた取組か。
- 実現性 ・被災者自身が主体的に参画し、活動する機会の創出を図る取組か。
・無理のないスケジュールになっているか。
・事業終了後も普及、発展の可能性が見込める内容か。
- 経済性 ・経費の積算は適正で、本事業の適切な執行が期待できるか。
・事業に要する費用と目的・効果(活動頻度、風化防止・地域活性化の波及効果)とのバランス(費用対効果)はとれているか。